

平成 2 2 年 度 保 育 料 基 準 額 表

保 育 料 基 準 額 表				
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴 収 基 準 額 (月 額)		
階 層 区 分	定 義	3歳未満 児の場合	3 歳 児	4歳以上 児の場合
第 1 階 層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0
第 2 階 層	第1階層及び第4 ～第8階層を除き、 前年度分の市町村民 税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,500	5,700
第 3 階 層		市町村民税課税世帯	18,500	15,600
第 4 階 層		40,000円未満	28,500	25,600
第 5 階 層		40,000円以上 103,000円未満	42,200	39,400
第 6 階 層		103,000円以上 413,000円未満	57,900	40,600
第 7 階 層		413,000円以上 734,000円未満	76,000	40,600
第 8 階 層		734,000円以上	84,900	40,600

1 この表の第3階層における地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号) の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号 (地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号 (地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号) 附則第12条

- 2 1月から3月までの月分の徴収額にかかる階層の区分の認定を行うときは、この表中「前年分の所得税課税世帯」とあるのは「前々年分の所得税課税世帯」とする。
- 3 この表において「3歳未満児」とは、当該年度4月初日時点で、3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
「3歳児」とは、当該年度4月初日時点で、4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。
- 4 「年齢区分」について、年度途中においての入所の場合も年度の初日の年齢区分とする。
- 5 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のいない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者
 - (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	17,500円	14,700円

- 6 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金（保育料）の額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収金（保育料） 基準額表に定める額
イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金（保育料） 基準額表×0.5
ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円